

告示

埼玉県告示第二百四十七号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

令和八年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
	11H035472	一	農業	
	二〇〇トリ			
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称				
埼玉県久喜市樋ノ口十五番一号				
J A 南彩燃料配送センター				
免税証を交付した事務所				
埼玉県春日部県税事務所				
亡失年月日				
令和七年十一月一日				